四七〇
1756

175

宮内省
図書寮

帝室
図書之印

帝室

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一同僧者養子等力折紙を懐中し入る
今日と引渡して其ようにこゝに礼をく面会
し折紙と名乗
御面会御対面なくて
こゝに入る所方と名乗
何と申下の人屋敷に帰宅こゝ
一別紙の折紙と云るを是は過分の折紙と
しなして御渡の時辛労(ヒラウ)くらゝとまろ前
来りて僧に養者秘とする也
同郷の折紙

一寺方の百石僧に御渡し時寺方折紙をうけ
先僧に礼を僧に礼をして分方折紙をとる
御門僧先対座の位にて義をする也
寺方掛納する也 何も第一に僧に対
同じ申下の人屋敷

一同対座の位に僧に一方に寺方
ゆるゝ人に拝 拝さんの列 亦寺方の時法衣
拝落の寺方 僧に礼 僧家の時

上

一 春の花のうつろひ秋の月の雲ゐ
のうつろひ雲数みな花月の
ものとうつりかはりて
一 秋の月の雲ゐ春の花の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ヶ所迄屋やくゝ迄ハ多くハ傳ふる

一拾貫ゝ方細ハ文書ハ紙ハ甲斐の国ハ

芝平金ハ上と謂ハ謂ハ紙ハ迄ハ

ハ傳ふる

一謂ハ言ハ数ハ六ハ内ハ源の方ハ方と信ハ義

ハ迄ハ西ハ源ハ紙ハ他ハ同者ハ時ハ源の

方ハ義ハ者ハ源ハ他ハ軍ハ勝ハ福

一方ハの方ハ文神ハ方ハ引ハ

ハ紙ハ芝ハ方ハ

一方ハ方ハ紙ハ方ハ

一方ハ源ハ方ハ

一方ハ源ハ方ハ

一方ハ方ハ源ハ方ハ

一方ハ方ハ源ハ方ハ

[illegible]

何も傳[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 同[illegible]上[illegible]の[illegible]と[illegible]時の[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 同[illegible]

[illegible]

立て申候間と存ぜぬ故 大形紙の上書也
当月八日 修之百之丞より 其時分
多り源半いろいろ申候 大形百之丞と云こと有り
伝聞ろく

一 備前の殿 奥こと中ごろ 内藤清左
衛門ろく 内藤清左衛門 西山脇
平兵衛 下ひと上 上ひとの方へ
上シ下 内藤清左の方へ 奥方へ 内藤
此ろく 何と 源半 内藤清左衛門

入下 内藤清左衛門 内藤清左衛門
備前 内藤清左衛門 内藤清左衛門

一 同内藤紙半 文 内藤清左衛門 内藤清左衛門
半 内藤清左衛門 内藤清左衛門 内藤清左衛門
源半 内藤清左衛門 何と 内藤清左衛門
内藤清左衛門 内藤清左衛門 内藤清左衛門

一 手頭 内藤清左衛門 内藤清左衛門
内藤清左衛門 内藤清左衛門 内藤清左衛門
内藤清左衛門 内藤清左衛門 内藤清左衛門
内藤清左衛門 内藤清左衛門 内藤清左衛門
内藤清左衛門 内藤清左衛門 内藤清左衛門
内藤清左衛門 内藤清左衛門 内藤清左衛門

[illegible]

一 中[illegible]可[illegible]変[illegible]ハ[illegible]中[illegible]
持[illegible]
北道の[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

中臺者釣之元之方ヨリ持くわして長さ五寸程之
刻の方ニ成ル永八寸余之方ニ成て八之太
刀ヨリ長ク作り之ヲ元之方ヨリ之ヲ作て孔と
して之ニ如何ニ成ル者用ヒ之ヲ
作ル也

一 右方持ち手ハ下ハ丈夫ニ成の先ヲ
持の孔ヨリ上の長の下ハ中ヲ小者持ヘ
ハ宜シ

大刀の柄と成リ元之如ク拵ひ之ヲ
鐵右同前ニ作ル

一 長ハ拵ひ之ヲ如拵ヨリ
ハ短之方（勝と成して拵ひ）
方ニ成ル

一 御鑓之内ニ小刀ヲ差ス者ハ長ク成ル
左ハ平金ヲ以小鑓の長之方ニ長ク也長柄之ハ
之方ヲ長ク成ル為ノ長ク成ル
ハ長ク作ル

一主人御文ゟ尾之時分。[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一貴人御腰物うりと称し[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一主人之御腰物を預り[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

同名の時は兄のまゝ孫[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 長刀可申受引合申古内藤[illegible]様と
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 四郎右衛門[illegible]様[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

同家引立屋敷ニ[illegible]
[illegible]

一平鑓ハ[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

一常[illegible]
[illegible]

一主人之弛らと[illegible]
持くも申[illegible]
[illegible]
[illegible]

所なれば同かの法師の親を
法師とあるべき様なれども
所なる法師も同所なれば
張りや風雨の暗と同家なれば貳
何もと第二法師なるべきなり

一朝平の御の右のなれば法師の所ノ取方なし
法師法師のなれとも抱て扶てもあ庄司の親と公
法師人もなりて立むと法師なれ法師
右のなるとなり法師分ら法師也法師
法師ノ法師ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所
しかるに何なる第ノ何なる第ノ法師ノ法師ノ法師
矣なれなるなる法師ノ法師ノ法師ノ法師
サシクれ矣かなるなるなる法師ノ法師
同貴人なるなるなる法師ノ法師ノ法師
法師ノ法師ノ法師ノ法師ノ法師

一主人ならト矣法師なる法師ノ法師ノ法師
なりなし持九なるなる法師ノ法師ノ法師
の所ノ取法師ノ下なるいなる法師ノ法師
也ノ法師ノ下ノ法師ノ法師ノ法師

海毋橋ノ[illegible]と矢と若こ言とれ
の腰のうち左そとこ神もちの命を取命
当意こ所ノ打命毋きや門かし来て正れ
時八橋と法て海ニ毋屋ニ帰れ毋
腰を法ちて[illegible]ちと指して
毋能橋と来ちやく能ノ落ちて海ちと通
命拾命ちて成ちたるや供奉ニ傳を

一同常ノ海ニ入ルノ[illegible]弾とたるし矢ノ
右ノ[illegible]ちと[illegible]

毋正ニ右ノ橋を法て海ニ有ちと
毋命ニ和ちと右を橋ニ屋ちつき[illegible]通し
供奉傳何を信ノ海ニ[illegible]

一[illegible]ちを貴人命ちて和ノ時来ちて毋ち
橋右ノ[illegible]ちと橋ノ下ニ来ちの屋ニ指ちの
[illegible]弾と持海ノ時ノ橋ノ[illegible]ちと毋正ニ橋ノ
毋ち[illegible]右ノ弾持命ノ海ニ
来ちちや同ニ海ノ橋ノ[illegible]ちと毋ノ
おちくちちちや海と同毋屋

一矢と可申の船をの節と右かし夜分ろうぬき
の形を持て出船之時有之しんと船をの節
多有れども皆まつさの形をとり西藤笠て出や同
ろとあるいは矢を持たるのみをいとをひく
船之者のしるしを以船へ乗込之時
一同貴人可御渡之時ハ形代船へ乗移
候る者ハ右之通し御前ハ毎日ろうぬき
ゆきて御前ハ同船可御矢を船
ゆと無物や仕家船ゆとあるべ

一馬上之弓を可御前の馬の左方ゆ
御ゆや何と前御可申ゆ矢を常の
しるしをたしるあるもの毎を御ゆ
右之通りにて
こして矢ハ何とゆ
一鞠の儀前御之夏右鞠を左之通り毎
雨傘のうと人之者ハ
ナシ左乃ゆ手ゆ指り前て御ゆ右を左へ
ゆ左乃ゆ手ゆ指り前て御ゆ雨鞠人ゆ
ゆ左へうとゆ御屋しゆ備を人三ゆ

手両後のとゝ尾つ張右衛門右のてを元と如
なしに引鞦之時ハ白糸の如く
一同扇ゟ出て流時と右之記如り右鞦ゟ
之ゟ両後のうと先ニ三て風ゟ緒もとゝう
心糸ハ共ニ三ケ所ゟ出て白糸之如
別鞦と共下ゟ扇ゟ中ニ流ニ結ル
一主人ニ渡ゟ指ケ者ゟ九と元ハ懐ゟ
入ゟ方と者ゟ緒と引糸ハ之ゟ
ゟ扇と者ゟ出ゟ
出糸ハ出時ハ右指ケ右手と元なし
ゟ出糸ハ鞦の時ハ右手ゟ元ニ右ゟ
指の所ゟ出ゟ出ゟ
ハ傳ゟ出ゟ元ハ右ゟ元者ゟ出ゟ
一同糸ハ者ゟ者時ハ右指ケと心糸のゟ
右ゟ引ハ者ゟ者ゟ出ゟ時ハ常のゟ
右手と元なして流ゟ何と結ゟ
一鞦ゟ渡ゟ結ゟ人ハ方ニ流ゟ結ル
ゟ右ニ脇ゟ流ゟ

たゞ手ずから取揚て海へ同家とうこゝかりけれども
海へ入ぬ何とも手よハうこゝ貴人ゝ家ともる
時と見つくとうかゝるゝよ家ゝせんや

一馬と歌系に拾乃る者ハ
馬先と辛分りしたのいるもうけ前物
の道取つくを家乃下家ハ家ゝ海や
拾所も同前ハ引うて持し
行ハ伝と拾ゝ同海取人倭家ゝ家ハ家人
の者ゝ乳と云て海へ

一主人御馬より時ゝ取之ゝ時ゝ家ゝ
ゝ拾ゝ辛鍋と打ゝ
主人ゝ拾ゝ辛人の家時ゝ家ゝ

一洗ゝ人拾ゝ乃花敢と取乃し由ゝ
取乃之拾と家ゝ拾ゝ乃ゝ海の拾の
あゝと出て海へ拾し船乳ゝ
海ゝ所家ゝ隠ハ出ゝ三ゝ乃ゝ
ゝ乳ゝ家ゝ家ゝ家ゝ

一馬乗り掛ける引立て時名紙取りて
能く掛ける者、馬を左右に振りて長刀一振掛
ける者の左を回りくるの右なるこれ時
掛ける者能くやはもあるべくして掛ける時
長刀を抜れを相掛ける者の指を右を一
馬と長刀を取り馬を右と長刀を
取り馬を右と長刀を
掛ける時
常に掛ける時の時と掛ける時
立人の長刀を取り方を取る時
作時常方向に引き
何を取り長時、足を掛ける時、
一同掛ける時の右の長刀を合て長刀振り
付掛ける
知行所なる掛合をもつて
かつて右に長刀長て別やうに右に
人あり長刀
一引きり切て

[illegible]ツリシテ二人シテ[illegible]
の役人ハ水[illegible]さくハさ[illegible]

一軍陣ハ[illegible]

一[illegible]引人ハ為[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一御成之時手ぬぐい馬ハ御鞍屋ゟ御用屋ゟ御馬ハ二之間ハ行ゟ出ル者ゟ手ぬぐい

御門番ゟ何ぞ申ス者ゟ伝

一同御成之時河原毛の御馬ゟ出ル者ハ吉例

の通ゟ御代ゟ御代ゟ河原毛ゟ手ぬぐい

長谷ゟ加之時ハ常ゟ代ゟ常ゟ代ゟ

[illegible]

一常ゟ[illegible]時一鞍屋ゟ[illegible]

ゟ京時ゟ[illegible]人ゟ[illegible]馬

[illegible]

と布屋ゟ[illegible]ハ行ゟ[illegible]

[illegible]の鞍ゟ[illegible]

[illegible]き車[illegible]

一鞍屋ゟ[illegible]ゟ[illegible]

[illegible]ゟ[illegible]

[illegible]ゟ[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同唐養子[illegible]

[illegible]

一銃計[illegible]

[illegible]

一[illegible]

口傳

の鐘ノ鞠の方ニコシテ屋根鐘ノ上ニ乗ス
前掛ノ前ニ乗セシ掛ノ方ニ
人ヲ添ヘ鐘ノ鞠ノ細ク

一同鐘ノ仕様ハ鞠ニ二方ノ持ち棒ハ鞠ヲ貫ク
ヲ二ツ右ノ如クモヤン鐘ノ下ノ屋根ノ出記
鞠ノ押ヒシテ

右ノ鞠ノ屋鞠ノ芯
ノ如ク鐘ノ取付ノ細ク

一主人ハ鞠ノ角ノ先前掛ノ乃ヘ
角ノ如シ掛落掛ノ乃ヘ
屋根ニ乗セ作ル

一鐘ノ角ノ角ノ掛ノ
ヒシテ掛ヒシテ

一長サ鐘ノ角ノ鐘ノ角ノ形ノ

[illegible]

一 [illegible]

一 同[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 鶯を自然に手なれ鶯あるをたのさきにうらはくろい
はなもりを一つはくろい赤ちゃさきに二つはいり
くろいくはなぶりにてふ手分尾の下鶯に仕
いとはなれ尾先をとりくるくるとして又也尾ぬきに
鶯にアテはなれ長海也鶯にハ打ひしきる
所に上ニシテ下ニ立ツ中しらはや何と是ハ
是トツテ引ハ又ハ赤ハ鶯をハ打はな
ハちとうく鶯ハうつり者長海ゆるりて
又是ハ赤ち鶯をハいかとうのうくつ也
この也足りもうハ川りにハ赤也しゃ
何ハ也傳

一 鶯の者て海の内に鶯ハ右ハ者ハ
海ハ赤色ハ白ハ赤ハ上ハ者ハ海ハ
也何ハ也 同前

一 同海風ハ右の手に鶯ハ海ハ
つと山ハ海に鶯ハ者ハ海ハ者ハ
少ハ海ハ者ハ赤ハ海ハ者ハ

あがりて流れ足を射たの後ろにて下り見て
いつまでも傳

一同様にくの行とりの時らとを消と拔とき
もの色にて色れらと拔くに紙り面のそーり
しつ中もの中へ拔き時百うめ出ちくら
くくくく

法ハ山猪と仕候ハ
ねらい二ツ山屋敷
同日猪と仕候の結
よ屋敷ハ切ニ
一 鹿猪ハ田猪と
七八寸計り
きもの何も
一 鹿の馬
ひかれ
一 同かぶ
一 鹿ハ
一 同鹿
春夏ハ
猪鹿
一 庄屋

一鐵炮すがたそなる方鷹ハ、弟人こすこすてあり、山鷹、
長ハ鉄ハ、寸ハ六寸五分
一鷹鴨鷺ハ、はんたん、脚ハ、いろ、ハ、ハンテ
ほうしとなて、掛右ハ出記ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ニ五ナシテ、鴨ハ、四鷹ハ、四鷹ハ、ハ、ハ、ハ、
一鳥鷹ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ニ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
一鷹方鷹ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、

他ノ人ハ見ルトカ致ス他ノ経ノ細キカ、
結ハ鶴トカ致ス

一 小鷹ノ足ニ付テ計山鳥ノ尾ヲ
見ルト方分結ハ何ニ足ニ付ルヲ
ウ細キ事ハ方ハ切ルトカ致シ
見ルト方鷹ノ用ニ見ル事ハ
一 小鷹ノ足ニ付テ計餌深ク
食ヲ捕ヲ用ヲ
一 ばいハ鷹ノ足ニ付テ
一 小鷹ノ足ニ付テ方ハ鷹ハ
先ヲ鳥ノ毛ノ方ニ付テ牛ノ尾ノ毛ト
外ノ方ノ方ニ
加キ毛ノ方ニ付テ用ル
鷹ノ方ニ付テ
こゞく引ト
ハ鳥ノ方
一 おつきハ小鷹ノ方ハ鷹ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

百三十七番